

議案第 8 号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年杉並区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に」を削り、「を掲示しなければ」を「について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 2 条 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号カ（テ）中「こと」を「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設における重要事項の揭示に係る規定を改める等の必要がある。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は_____</p> <p>____、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> | <p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> |

第2条による改正（杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|-------|-------|
| | |

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(ツ) 略

(テ) 当該施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。

ア～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。

(ア)～(ツ) 略

(テ) 当該施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示されていること

(公衆によって直接受信される
ことを目的として公衆からの求
めに応じ自動的に送信を行うこ
とをいい、放送又は有線放送に
該当するものを除く。) により
公衆の閲覧に供されているこ
と。

(ト)～(ニ) 略

(2)～(4) 略

—。

(ト)～(ニ) 略

(2)～(4) 略